

第 6520 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 9月 11日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 婚姻に際し親からもらう金品等

Q : 結婚する際に親からもらうお金は、どのように取り扱われますか？

A : 生活費に充てられなかった部分は原則、贈与税の対象になります。

【解説】

子が親から金品を受け取った場合は、原則として贈与税の課税対象になりますが、扶養義務相互間において、生活費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるもので、必要な都度直接生活費に充てるために贈与を受けた財産については、贈与税の課税対象となりません。

なお、婚姻に当たって、子が親から婚姻後の日常生活を営むのに必要な家具、寝具、家電製品等の贈与を受けた場合、又はそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合は、贈与税の課税対象になりません。

ただし、贈与を受けた金銭が預貯金になっている場合や、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費(家具什器等の購入費用)に充てられなかった部分については、贈与税の対象となります。

また、個人から受ける結婚祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と受けた者との関係に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象になりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】